

様式第2号（その5）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（道路）

1 歩道

整備項目	整備状況	摘要
① 有効幅員は2 m以上であるか *1	適・否	
② 舗装の構造		有・無
(1) 雨水を地下に浸透させることができるものか *2	適・否	
(2) 表面は平坦で滑りにくい仕上げで、水はけがよいものであるか	適・否	
③ 縦断勾配は5 %以下であるか *3	適・否	
④ 横断勾配は1 %以下であるか（車両乗入れ部を除く。） *4	適・否	
⑤ 歩道と車道等の分離がされているか	適・否	
⑥ 歩道に設ける縁石の車道等に対する高さは15 cm以上であるか	適・否	
⑦ 植樹帯・並木・柵を設けているか（歩行者の安全かつ円滑な通行を確保する必要がある場合）	適・否	
⑧ 歩道（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5 cmを標準としているか *5	適・否	
⑨ 横断歩道に接続する歩道の高さは2 cmを標準としているか	適・否	
⑩ 水平区間は1.5 m以上であるか	適・否	
⑪ 横断歩道が中央分離帯を横切る場合は車道と同一の高さになっているか *6	適・否	
⑫ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、通行に支障がないものであるか	適・否	

注意1 \*1印は、車両乗入れ部のうち、④の基準を満たす部分の有効幅員は2 m以上とする。また、地形の状況その他特別の理由により2 m以上の幅員を設けることができない場合は、可能な限り歩行者の通行に配慮すること。

注意2 \*2印は、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

注意3 \*3印は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、8 %以下とすることができる。

注意4 \*4印は、道路の構造その他特別な理由によりやむを得ない場合は、2 %以下とすることができる。

注意5 \*5印は、横断歩道に接続する歩道等の部分にあつては、この限りでない。また、高さは乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

注意6 \*6印は、歩行者及び自転車の横断の安全を確保するために中央分離帯で停留させる必要がある場合は、その段差を2 cmの標準とする。

2 立体横断施設 \*1

整備項目	整備状況	摘要
① エレベーターを設ける場合の構造 *2		有・無
(1) 籠の内法幅及び内法奥行きは、1.5 m×1.5 m以上であるか *3	適・否	
(2) 籠及び昇降路の出入口は90 cm以上であるか *4	適・否	
(3) 籠内に鏡が設置されているか *5	適・否	
(4) 視覚的に確認可能な覗き窓等があるか	適・否	
(5) 籠内に手すりがあるか	適・否	

<p>(6) 戸の開扉時間を延長する機能があるか</p> <p>(7) 籠内に停止予定階及び現在位置を表示する装置を設けているか</p> <p>(8) 籠内に到着階及び戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けているか</p> <p>(9) 車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤があるか及び容易に操作できるか</p> <p>(10) 乗降口に接続する歩道又は通路の部分の幅、奥行きは1.5m以上であるか</p> <p>(11) 乗降口には到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置があるか(停止する階が3以上であるエレベーターに限る。) *6</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	
<p>② 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を設ける場合の構造</p> <p>(1) 有効幅員は、2m以上であるか *7</p> <p>(2) 縦断勾配は5%以下であるか *8</p> <p>(3) 横断勾配は設けていないか</p> <p>(4) 両側に2段式の手すりがあるか(両端に傾斜路の通じる場所を示す点字表示)</p> <p>(5) 路面は平坦で滑りにくい仕上げで、水はけがよいものであるか</p> <p>(6) 傾斜路の勾配部分は識別しやすいか</p> <p>(7) 両側に側壁又は立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物があるか</p> <p>(8) 傾斜路の下面と歩道の路面との間が2.5m以下の場合、柵その他これに類する工作物を設けているか(進入を防ぐため必要がある場合に限る。)</p> <p>(9) 高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場があるか(高さ75cmを超える傾斜路)</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>有・無</p>
<p>③ エスカレーターを設ける場合の構造</p> <p>(1) 上り及び下り専用が設けてあるか</p> <p>(2) 踏段及びくし板は滑りにくい仕上げであるか</p> <p>(3) 昇降口における階段は同一平面上に3枚以上あるか</p> <p>(4) 踏段は識別しやすいか</p> <p>(5) くし板は識別しやすいか</p> <p>(6) 進入可否の表示があるか</p> <p>(7) 踏段の幅は1m以上であるか *9</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>有・無</p>
<p>④ 通路を設ける場合の構造</p> <p>(1) 有効幅員は2m以上であるか</p> <p>(2) 縦断勾配及び横断勾配は設けていないか *10</p> <p>(3) 両側に2段式手すりがあるか(両端に通路の通じる場所を示す点字表示)</p> <p>(4) 路面は平坦で滑りにくい仕上げで、水はけがよいものであるか</p> <p>(5) 両側に側壁又は35cm以上の立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けているか</p> <p>(6) 高欄は路面から高さ1.1m程度の高さとなっているか</p> <p>(7) 笠木の幅は10cm以上であるか</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>有・無</p>
<p>⑤ 階段を設ける場合の構造</p> <p>(1) 有効幅員は1.5m以上であるか</p> <p>(2) 両側に2段式手すりがあるか(両端に階段の通ずる場所を示す点字表示)</p> <p>(3) 回り段ではないか *11</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>有・無</p>

(4) 踏面は平坦で滑りにくい仕上げで、水はけがよいものであるか	適・否
(5) 段は識別しやすいか	適・否
(6) 段はつまずきにくい	適・否
(7) 両側に側壁又は立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物があるか	適・否
(8) 階段の下面と歩道等の路面との間が 2.5m 以下の場合、柵その他これに類する工作物を設けているか（進入を防ぐため必要がある場合に限る。）	適・否
(9) 階段の途中に踊場を設けているか（高さ 3 m を超える場合に限る。） *12	適・否

- 注意 1 \*1 印の整備項目については、道路には、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に設けること。
- 注意 2 \*2 印は、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。また、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。
- 注意 3 \*3 印は、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は 1.4m 以上とし、内法奥行きは 1.35m 以上とすること。
- 注意 4 \*4 印は、籠の大きさが注意 3 の規定による場合は、80 cm 以上とする。
- 注意 5 \*5 印は、注意 3 の規定によるエレベーターにあっては、この限りでない。
- 注意 6 \*6 印は、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- 注意 7 \*7 印は、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1 m 以上とすることができる。
- 注意 8 \*8 印は、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 % 以下とすることができる。
- 注意 9 \*9 印は、歩行者の交通量が少ない場合は、60 cm 以上とすること。
- 注意 10 \*10 印は、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- 注意 11 \*11 印は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 注意 12 \*12 印は、直階段の場合にあっては、踊場の踏幅を 1.2m 以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

### 3 案内標識

整備項目	整備状況	摘要
① 移動方向を示す必要がある箇所は、移動等円滑化のために必要な施設の案内標識が設置してあるか	適・否	
② 点字、音声等による案内設備があるか	適・否	

### 4 視覚障害者誘導用ブロック

整備項目	整備状況	摘要
① 以下の場所（視覚障害者の移動円滑化のために必要であると認める箇所）には視覚障害者誘導用ブロックの敷設があるか		
(1) 歩道	適・否	
(2) 立体横断施設の通路	適・否	
(3) 乗合自動車停留所	適・否	
(4) 自動車駐車場の通路	適・否	
② 視覚障害者誘導用ブロックは識別しやすいか	適・否	
③ 音声による案内設備があるか（視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に限る。）	適・否	

## 5 照明設備

整備項目		整備状況	摘要
①	歩道及び立体横断施設に照明設備が連続して設けられているか *1	適・否	
②	乗合自動車停留所及び自動車駐車場に照明設備があるか（高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認めた箇所に限る。） *1	適・否	

注意 1 \* 1 印は、夜間における当該歩道及び立体横断施設の路面（当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場）の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

## 6 駅前広場 \* 1

整備項目		整備状況	摘要
①	乗合自動車乗降場		有・無
	(1) 乗合自動車乗降場を設ける歩道の部分の車道等に対する高さは 15 c m 以上であるか *2	適・否	
	(2) ベンチ及び上屋を設けているか *3	適・否	
②	タクシー乗降場		有・無
	(1) 高齢者、障害者等の利用に配慮した構造であるか	適・否	

注意 1 \* 1 印の整備箇所については歩行者の円滑な移動を確保するため、自動車通行経路から分離し、その経路はできるだけ簡単に短くするよう努めること。なお、歩行者の移動経路を整備する場合は、1 又は 2 の整備項目に準ずるものとする。

注意 2 \* 2 印は、道路の構造上やむを得ない場合その他乗合自動車が停留できない場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。

注意 3 \* 3 印は、ベンチ及び上屋の機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。